

神戸タータン協議会 会員規程

(目的)

第1条 この規程は、神戸タータン協議会（以下「協議会」という。）会則第4条の規程に基づき、会員に関する必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 会員は、「神戸タータン」のデザインならびにロゴマーク（以下「デザイン等」という。）を活用し、神戸の産業・商業の活性化、都市イメージの向上に努めるものとする。

2 会員になろうとする者は、「会員加入申込書」（様式第1号）を会長に提出しなければならない。

3 会員を退会しようとする者は、「会員退会届」（様式第2号）を会長に提出しなければならない。

(年会費)

第3条 協議会の年会費は、次の各号とする。

(1) 企業会員 30,000円

(2) 団体会員 30,000円

2 企業会員とは、デザイン等を使用して物品を製造・販売しようとする個人経営者、法人、各種団体とする。

3 団体会員とは、店舗の集合体である商店街・小売市場、商業施設のテナント会等、活動の実績があり、且つ本協議会が認めたものとする。

4 団体会員に所属する企業が2項に該当する場合、団体会員は当該企業1社につき10,000円の年会費を追加で負担するものとする。但し、当該企業は団体会員に帰属するものとし、企業会員にはなれない。

(会費の納入)

第4条 会員は、当該年度の会費を次の各号に定める方法により支払う。

(1) 納入期限：毎年1月末日

(2) 納入方法：銀行振込

2 既納会費については、一切これを返還しないものとする。

3 各年度の途中入会の場合は、入会月を含めて12月末までの月割会費を支払う。なお、この場合、会費の納入をもって会員資格を得るものとする。月割額は次の各号のとおり。

(1) 企業会員 月2,500円

(2) 団体会員 月2,500円（第3条4の追加分は、月833円）

(会員資格の喪失)

第5条 会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、会員資格を喪失するものとする。

(1) 本規程及び「神戸タータン」デザイン及びロゴマーク使用規程を遵守しないとき

(2) 年会費を2年以上に渡って納入しないとき

(3) その他、協議会が会員として不適切と認めるとき

(会費の用途)

第6条 第4条の会費は、毎事業年度における合計額を当該年度の事業経費のほか、将来に発生しうる商標更新登録料の支払などに備える積立金に使用する。

(補足)

第7条 この規程の実施に関し必要な細則は、協議会会長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成31年1月1日から施行する。